

第1回船橋市緑化推進委員会（第3期） 会議録

（令和3年12月13日作成）

1 開催日時

令和3年11月8日（月曜日）14時00分から16時00分

2 開催場所

職員研修所 6階 601研修室

3 出席者

(1) 委員

木下剛委員、鈴木弘行委員、花村義久委員、岩崎まゆみ委員、長嶋雄一委員  
高宮幸子委員、富田恭子委員、清水治男委員、加瀬武正委員、泉谷清次委員  
文川和雄委員

(2) 事務局（都市整備部公園緑地課）

吉川課長、芝原課長補佐、長谷川指導係長、中野管理係長、村田計画係長  
伊藤主事、石濱主事

(3) その他（行政）

（都市整備部） 竹田部長  
（環境政策課） 大谷課長補佐  
（市民協働課） 齊藤課長  
（農水産課） 山崎課長

4 欠席者

海老原勇委員

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由  
緑の基本計画中間評価【公開】

6 傍聴者数

0名

7 決定事項

緑化推進委員会からの意見を受け、新しい取り組みを進めた個別施策について、  
評価を頂いた。

その他施策について、会長及び事務局にて事前に設定した仮評価を承認いただき、  
評価とした。

基本施策の評価基準について、決定された。

## 8 議事

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

皆様、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第1回船橋市緑化推進委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます公園緑地課課長補佐の芝原と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員会ですが、2時間程度を予定しております。適宜休憩を挟みたいと考えております。よろしくお願いいたします。以後、着座にて進行させていただきます。

委員会開催に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。本市では、屋内施設の利用に当たり、予防策を講じて利用することとしております。具体的な予防策として、体調が悪い、発熱がある場合の参加の自粛、入り口での体調チェック、マスクの着用、会場内にある手指消毒剤の使用、小まめな換気の実施、対人距離の確保などを行っております。その関係で座席の間隔を空けた配置などをさせていただいております。また、会議中もマスクの着用や、換気のため窓を開けるなどの対応を取らせていただきます。そのため、説明が聞き取りづらいなどご不便をおかけすることもございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、委員会中に体調の変化などございましたら、事務局までお申し出くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、次に委員一覧、座席表、議事資料といたしまして、「船橋市緑の基本計画 概要版」、次に、「第1期・第2期の振り返り及び中間評価の進め方」、A4のワンペーパー、次に、「個別施策一覧」、A3の1枚です。それと、「個別施策の進捗状況一覧」、A3のもので、「基本施策の評価基準及び評価シート」、A3のもので。最後に、「評価に対する意見シート」、A4の紙になります。以上、数が多く9点となりますが、資料のない方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、まず初めに、第3期の委員の皆様へ委嘱状の交付を行いたいと思います。

任期は、本日令和3年11月8日から令和5年11月7日までの2年間となります。本来であれば市長より交付させていただくところですが、公務のため欠席となりますことをおわび申し上げます。代理として、吉川公園緑地課長より交付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（吉川公園緑地課長より各委員へ委嘱状を交付）

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

続きまして、今回の委員会より新たに委員になられた方をご紹介します。

まず、有識者の立場から、樹木医であります鈴木弘行委員。

○鈴木委員

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

企業の立場から、花企画株式会社 取締役、岩崎まゆみ委員。

○岩崎委員

岩崎まゆみです。よろしくお願ひいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

同じく、JAいちかわ船橋地区青年部 参与、長嶋雄一委員。

○長嶋委員

長嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

同じく、船橋商工会議所 女性会 副会長、高宮幸子委員。

○高宮委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

自治会代表の立場から、自治会連合協議会 北部地区 副会長、清水治男委員。

○清水委員

よろしくお願ひします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

また、今回の委員会は、オブザーバー参加として、都市整備部 竹田部長、環境政策課 大谷課長補佐、市民協働課 齊藤課長、農水産課 山崎課長にご出席をいただいております。

次に、事務局の公園緑地課職員を紹介させていただきます。

まず、吉川課長、長谷川指導係長、中野管理係長、村田計画係長、伊藤主事、石濱主事、最後に私、芝原の計7名で事務局の運営をさせていただきたいと思ひます。

本日は第1回目の委員会となりますので、会長選出までの進行は事務局に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございます。

では、続きまして、吉川公園緑地課長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（吉川公園緑地課長）

改めまして、皆さんこんにちは。公園緑地課の吉川でございます。

皆様には、日頃より本市緑化行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。本日は、第3期第1回目の緑化推進委員会となります。新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員会の設置経緯についてお話しさせていただきたいと思ひます。

本市の緑の基本計画につきましては、その構成を市民協働の推進に比重を置き、市民を主体とした姿勢にシフトした計画として平成29年3月に改定いたしました。本日は、資料として概要版をお配りしております。

緑の基本計画における4つの基本方針に沿って緑の将来像を実現するため、個別に45個の施策を策定いたしました。その一つに、この緑化推進委員会の設置がございます。

緑化推進委員会の理念といたしましては、市民ニーズの多様化、複雑化に対応した行政サービスに質的、量的にも限界が生じており、まちの緑化活動などを行っている団体や潜在的市民力の協力をいただきながら、緑化推進の仕組みやルールづくりのほか、協働が必要な施策について意見交換などを実施し、各地域の実情に応じた緑化の推進を目指すとしております。

第1期、第2期の委員会におかれましては、市民協働の施策を中心にご議論をいただき、いただいたご意見を基に施策の改善を図っているところでございます。

第3期目の委員の皆様には、本日より2年間の任期をお願いさせていただきました。本日の議事は、この後事務局より説明させていただきますが、緑の基本計画の中間評価としており、皆様にいただく評価を基に、より良い施策として進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

今回の委員会におきましては、11名の委員にご出席いただいておりますことから、船橋市緑化推進委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、海老原委員は、所用のためご欠席との連絡を受けております。

続きまして、会長及び副会長の選任についてお諮りいたします。

会長及び副会長は、船橋市緑化推進委員会設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選となっておりますので、よろしくお願いいたします。会長に立候補なさる方、また推薦する方、いらっしゃいますでしょうか。

花村委員、お願いいたします。

#### ○花村委員

花村と申します。会長に木下委員をご推薦させていただきます。

先生には、創立以来ずっとこの委員会を指導し、またまとめて、ここまで立派な形にさせていただきました。引き続き、ぜひご指導いただきたいと思い推薦させていただくものです。よろしく申し上げます。

#### ○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございました。会長には木下委員とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

それでは、木下委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○木下委員

かしこまりました。ご推薦ですので、謹んでお引き受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございます。

続きまして、副会長の互選に入りたいと思います。立候補なさる方、または推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。

では、木下会長、お願いいたします。

○木下会長

それでは、推薦させていただきます。副会長には、学識委員の立場でご参加いただいております鈴木委員が適任と思いますので、推薦いたしたいと思います。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございます。

副会長に鈴木委員とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

では、鈴木委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

○鈴木委員

かしこまりました。木下会長の足を引っ張らないように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございます。

それでは、木下会長、鈴木副会長、それぞれ会長、副会長席に移動をお願いいたします。一言ご挨拶をいただければと思います。

（木下会長、鈴木副会長、正副会長席に移動）

○木下会長

改めまして、ただいま会長の職を仰せつかりました木下と申します。千葉大学の園芸学部、松戸にございますけれども、そこで造園を専門にしております。

この船橋市の緑化推進委員会につきましては、第2期から引き続いて会長職を仰せつかることになりました。微力ではございますが、会の円滑な進行と、皆様の忌憚のないご意見の場をしっかりとつくるということを第一に会のほうを進めてまいりたいと思いますので、ご

協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### ○鈴木副会長

副会長に任命していただきました樹木医の鈴木です。今回から入ることになりましたが、前任の副会長をしていました富塚は、大学は東京農業大学を出ており、私もそうなのですが、大学の先輩で、引き継ぎましてやることになりました。

私も造園を学んでいましたし、船橋市に生まれたときから住んでいますので、船橋の緑を良くするために少しでも力になればと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

ありがとうございました。

最後に、会議の公開、傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱により、発言者の氏名を記した会議録を公開することとなります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を5名として市のホームページに掲載させていただきますことをご報告いたします。なお、本日傍聴者はありません。

事務局からは以上となります。

それでは、船橋市緑化推進委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、議事の進行は木下会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○木下会長

それでは、早速ですけれども、議事のほうに入ってまいりたいと思います。

「緑の基本計画中間評価」についてということで、事務局より説明をお願ひいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 石濱主事）

事務局でございます。

それでは、議事の「緑の基本計画中間評価」について説明をさせていただきます。

まず初めに、今回は第3期の第1回目の委員会でございますので、今までの第1期、第2期の振り返りから始めさせていただきます。

お配りしました資料のうち、基本計画の概要版と、A4縦の資料、「第1期・第2期の振り返り及び中間評価の進め方」、この2点をお手元にご用意ください。

現在の緑の基本計画は、平成29年3月に改定をいたしました。概要版を開いてご覧ください。中を全部開いていただきますと、6個の基本施策、そして45個の個別施策から緑の基本計画は構成をされております。

この中の基本施策の5-9に、「緑化推進委員会の設置」を施策として定めておりますので、こちらに基づいて、第1期、第2期の委員会の中で、市民との協働の推進を中心に皆様にご議論をいただいております。

また、この緑の基本計画は、令和7年度に次回の改定を予定しております。

もう一つの資料、「第1期・第2期の振り返り及び中間評価」のほうに記載させていただきますが、今年度は、計画の改定から5年目に当たります。そのため、本日は委員会の

皆様による評価といたしまして、改定から令和2年度までの取組をご評価いただき、令和7年度に向けた取組に生かしていきたいと考えております。

続きまして、中間評価の進め方についてご説明をいたします。同資料の裏面をご覧ください。こちらには中間評価の進め方を記載しております。

本日は、全45ある個別施策の中から、今までこの緑化推進委員会でご議論いただいた施策など、委員会意見を受けて新たな取組を進めた施策を議事としてご評価いただきたいと思いますと考えております。

また、その他に本日議論の上、評価したいという施策がございましたら、委員会からご意見いただければ議事とさせていただきます。

なお、その他の施策につきましては、既に指標を達成しているものなど明らかに評価が確定するものや、専門的知見が必要となる施策もございますので、こちらは、前期も会長を務めていただいた木下会長と事務局のほうで協議をさせていただいて、仮評価を設定させていただきました。こちらは、本日の議事としては省略いたしますが、後ほど説明をさせていただく配付資料に仮評価とその設定理由も記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日評価いただく具体的な施策についてですが、こちらはA3縦の資料、左上に「個別施策一覧」と書いてある資料をご覧ください。この中で、青色で太字としている5つの施策でございます。読み上げさせていただくと、まず基本施策の1-7番、「巨樹・名木の保全」、基本施策5-1番、「市民参加の公園づくり」、2番、「ふれあい花壇事業」、5番、「町会等清掃委託制度の推進」、そして基本施策6-2番、「花壇コンテスト」、以上の5点を議事としております。

その他の施策につきましては、委員会からご承認いただきましたら、会長と設定をしました仮評価を評価とさせていただきますと考えております。また、その評価に対しまして、ご質問や疑義がございましたら、本日の委員会終了後、もしくは、後日事務局のほうまでご意見をいただきましたら、会長と副会長、そして事務局のほうで対応を協議させていただきたいと思っております。もしくは、委員の皆様からご要望がございましたら、その他の施策も本日の議事とさせていただきます。

併せまして、前回5月の委員会の中で、進捗を「C 遅延している」とした施策の状況についても、この後ご報告をさせていただきたいと考えております。

以上の流れを皆様にご承認いただければ、次は個別施策の評価へ進ませさせていただきたいと考えておりますが、会長、いかがでしょうか。

#### ○木下会長

ご説明ありがとうございます。

今ご説明いただいたとおり、本来であれば、全45の個別施策を、全てこの場で一つ一つ丁寧に議論していくべきところではございますけれども、現実問題として時間的な制約等もございますし、お話しいただきましたように、やはり、主にこの緑化推進委員会で集中的にご議論してきた施策を中心にご評価いただくのが現実的であろうというご判断です。

ただ、それ以外の施策を議論しないということではなくて、今ございましたように、別途、この後特に議論すべきというものがあれば議論いたしますし、また後日、そのようなことがありましたら、今日配付されております意見シートに書いていただいて、事務局のほうにお寄せいただくというようなことで対応してまいりたいと考えております。

ということで、事務局のほうからご提案いただきました進め方で今日は進めさせていただ

いてよろしいかどうかをまずお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下会長

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。では、事務局のほうから引き続きよろしく願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

ご承認いただきまして、ありがとうございます。  
それでは、説明に入らせていただきます。

まず、この後の個別施策の評価の中で、評価の基準につきまして説明をさせていただきます。評価の基準につきましては、先ほど見ていただいた「中間評価の進め方」に記載をしております。AからD、Aが「概ね順調に進んでいる」、Bが「やや遅延している」、Cが「遅延している」、Dが「未実施である」とさせていただきます。

続きまして、先ほど見ていただいたA3縦の資料、「個別施策一覧」を改めてご覧ください。まず、個別施策の評価に入る前に、進捗Cの施策について、現在の状況をご報告させていただきます。

具体的にご報告する施策はクリーム色で色づけしておりますが、基本施策1-5番、「特別緑地保全地区の指定」、基本施策2-7番、「新たな運動公園の整備」、基本施策5-6番、「地域のシンボルとなる緑づくり」でございます。

こちらにつきましては、今までの取組を資料にまとめさせていただきました。こちらのA3の横の、左上にホチキス留めをしている資料をご覧ください。こちらの資料には、今までの実際の実績を記載しております。また、資料の右側は評価欄としておりまして、(A)などの表記は、事前に設定をさせていただいた仮評価でございます。また、赤色の文字で評価の設定理由も記載をしております。こちらは後ほど改めて説明させていただきます。

それでは、進捗Cの報告に入りたいと思います。資料は、2ページをご覧ください。

基本施策1-5番、「特別緑地保全地区の指定」でございます。まず、こちらは良好な緑地を特別緑地保全地区として指定をすることで、建築行為などの制限をして、緑を保全していくという制度でございます。現在、市ではまだ指定をしておりませんので進捗をCとしておりますが、緑地や樹林地の把握、または他市の指定の事例の調査などを行っております。こちらは、指定をすることによって税金の優遇などのメリットもございますが、私的財産に強い制限をかけるものでもありますので、地権者の同意も必要となります。

本市では、平成24年度から市全域を緑化重点地区として緑の保全を図っておりますので、指定以外の保全方法も含めて県や国、近隣自治体と連携をして研究を進めていきたいと考えております。

このまま報告を続けさせていただきます。次は、資料の4ページをご覧ください。

こちらは、基本施策2-7番、「新たな運動公園の整備」でございます。現在、運動公園は市内1か所にごさいます。新しい運動公園の適地は引き続き模索する必要があると考えておりますが、一定規模の用地が必要となることから、早急な対応は難しいと考えております。しかしながら、既存の運動公園につきましては、指定管理者制度を導入し、利用者の皆様に



とって利便性の高いサービス等を導入して、市民サービスの向上に努めているところでございます。

続きまして、資料の9ページをご覧ください。

こちらは、基本施策5-6番、「地域のシンボルとなる緑づくり」でございまして、公園の整備などに合わせて地域のシンボルとして植樹を行うことで、公園に愛着を感じていただく、そういった施策でございまして、事例としては3件ございまして、イメージしやすいように前に写真も映させていただきます。今、見やすいように電気を消させていただきますが、こちらは大穴近隣公園にあるムクロジでございまして、その他、地元からの要望によって、三咲の公園へ植樹をした例もございまして。

令和7年度の目標を達成するためには実績が少ないため進捗をCとしておりますが、公園の整備等によって移植が可能という場合は、対応できるように整えております。

報告については以上でございまして。

#### ○木下会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた3件につきましては、全てがこの委員会で特に議論してきたものではないのですが、今ありましたように、C判定、遅延しているという施策でございまして、ですので、これにつきまして、委員の皆様からご意見や質問等がございましたらお受けしたいと思っております。

当然、遅延しておりますので、できれば今後積極的に進めていくことができればいいわけですが、今ご説明いただきまして、なかなか難しい施策のようではございます。

何か質問やご意見があれば、よろしくお願いたします。

運動公園の整備等は、特に市民の皆様には関心のある施策かと思われまますが、よろしいですか。特に何かございせんか。

お願いたします。

#### ○長嶋委員

青年部の長嶋です。新たな運動公園ということで、バスケットボールの千葉ジェッツさんの本拠地が、今度移転するというお話を聞きました。それで、候補地がどうやらIKEAの隣で、工事も既に始まっているらしいのです。その辺を運動公園として何かできないかなと思ったのですが、どうでしょうか。

#### ○木下会長

今のはご質問ですか。ご意見ですか。候補地としていかがかということですね。

これに関して、加えて委員の皆様から何かあれば、なければ、事務局のほうからよろしくお願いたします。

#### ○事務局（吉川公園緑地課長）

事務局でございまして。

今、委員のほうから、千葉ジェッツふなばしの移転候補地、移転先ということでお伺いしましたが、民間事業者により多目的の1万人程度入るような収容施設ができるという情報については承知しておりますけれども、いわゆる都市公園ということになりますと、その敷地

面積の50%以下に運動施設などを収めなければいけないという基準もございます。ですので、その施設があるから運動公園になるということではなく、緑地や広場、そういった景観等も含めて総合的に判断されるものになっております。

また、運動公園ですと、1か所当たり運動公園の面積は15ヘクタールから75ヘクタールを標準としておりますので、運動公園としての適地というような考え方は今現在持っていません。

○木下会長

よろしいですか。

○長嶋委員

はい。

○木下会長

ほかにいかがでしょうか。ちょっと私のほうから。

この「新たな運動公園の整備」、施策2-7につきましては、新たな適地を模索、検討すると。その一方で、また、既存の運動公園の計画的なりリニューアルも検討していくということで、全く違うことが2つ書かれているわけですがけれども、これは両方ともやっていくのか。あるいは、「また」でつながっていますけれども、どちらかにしていくのか。その辺はもう少し詳しく伺えるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（吉川公園緑地課長）

緑の基本計画に掲載しております第二運動公園ということでございますけれども、現在の運動公園が船橋市の中西部、西側のほうにございますので、市民の利用の均衡を図るためには、東側であったり、北側であったり、そういったところに先ほどお話しさせていただいた面積が確保できるような用地があるか、または、そういったご協力をいただけるような土地利用に今なっているかどうかも含めて、検討させていただいているところでございます。

「また」の先、その後のくだりにつきましては、今現在一つしか運動公園がございませんので、長寿命化を図るため、老朽化したプールの改修のほか、公共建築物保全計画により適切に管理していくことについて記述したところでございます。

○木下会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。花村委員、よろしく願いいたします。

○花村委員

運動公園の関連で、これだけに限らないのですが、ここに指定管理者制度を導入するという形になっています。今、公共施設をいろいろな形でそちらのほうにシフトしようという動きがあります。私もいろいろな関連で見ていると、割に指定管理そのものが、制度としては納得するのですが、実際の運営段階になると、ものによってものすごく性質が違うので、やり方も変わってくることになるだろうと思うのです。

いずれにせよ、この施設そのものをどういうふうにも有効に使うかということが、いつも裏

にあるわけですね。要するに、これのほうが経済的だとか、ただ民間を導入すべきだというような概念だけではなくて、実際にその分野でその施設はどうなのかという辺りの突っ込んだ検討がなされ、それに向けて実際に指定管理者の人たちに動いていってもらわないと、実は現場で非常にうまくない現象が起こったり、不合理なことが起こるといえることがあるのではないかと思います。

その辺についての検討というか、どちらかというところ、我々から見ると一律に上からこんな方向で行くんだということ、そっちに流れがちなのではないかという気がするのですが、その辺の、制度を導入するに当たっての問題点とか、あるいは検討とか、そういったものがどうなっているのか教えていただけたらと思うのです。

○木下会長

ご説明をよろしくお願いたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

運動公園の指定管理者制度導入は、運動公園と法典公園という2施設の指定管理の導入を行いました。一つに、行財政改革という名の下に、最大限そういった施設の施設利用を図っていくということで、導入した経緯がございます。

また、導入に当たりましては、サウンディングを行い、導入に向けた意見聴取等を行いながら、実際に公募を行い進めてきたというところでございます。

○木下会長

行財政改革からスタートしたというご説明だったのですが、ここの報告のところは市民サービスの向上を図ったということで、やはりこっちが本当は大事なことだと思いますので、この評価に当たっては、そういった行財政改革もさることながら、本当にこの指定管理者制度の導入によって市民サービスの向上が図れたのかどうかということも含めて、ご評価いただくのがいいのかなと思われました。ご検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、よろしくお願いたします。

○鈴木副会長

運動公園ではないのですけれども、今、ちょうど前にスライドが出ている「地域のシンボルとなる緑づくり」ということで、とても立派なムクロジで、確かにこれは、本当にシンボルになったなと思います。もう一点例が出ているエドヒガンについては、ちょうど私の自宅のそばで、確かに立派なやつなので、いい公園にできていると思います。

ただ、こういったシチュエーションはなかなかなくて、こういうシチュエーションを20か所で挙げていくのはなかなか厳しいと思います。多分、改修工事というのが年間何件か平均的に予定されていると思うのです。そういった場合には、地域の皆さんに地元説明会などを行っていると思いますが、聞きながら、こんな木を植えたいというのがあれば、新たな、若木でも本数を植えるとか、または目立つところにそれなりの木を植えるなどでシンボルとなる緑づくりはできるので、そういったことも検討しないと、このCを上げていくのは難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○木下会長

お願いいたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

確かに、地域のシンボルとなる緑づくりというのは、その地域に根差していた大きな木であったり、大切にしていきたいもの、今回パワーポイントで映出されているムクロジもその一つの例でございますし、エドヒガンのお話も副会長のほうからありました。例えば市で整備した大穴近隣公園であれば、町会等の説明もしながら計画段階から進めてまいりましたので、そういったところでは、もう少しこの辺の内容を強くお話をした上でシンボルになるような樹種の選択等をしていただくことで、地域のシンボルとなる緑づくりになったものと思います。

○木下会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。加瀬委員、よろしくお願いいたします。

○加瀬委員

この会議の話とちょっと違うかなと思いますけれども、私、1か月ぐらい前に、船橋の市営霊園にお邪魔する機会があって、そうしましたら、門を入れてすぐ両脇に、立派な桜の木があるんですよ。当然、桜の時期になるとお墓参りの方はお花見ができるかなと思います。私、認識不足なんですけれども、お花見の時期に市営霊園を一般開放して、お花見をどうぞというようなことはアナウンスされているんですか。その辺をお伺いしたい。

○木下会長

ご質問です。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

市営霊園のほうは公園緑地課で所管していませんので、都市公園の中で、近隣公園を含めて桜の名所などについてはホームページにアップする、または広報なども使いながら、その時期に合った内容でお示ししているところでございます。

○加瀬委員

言い方が悪かった。所管が違うのは分かっているので、担当の係ではなくて、市としてそういう情報というか、アナウンスをされているのか、もし分かったら教えてもらおうと思ったの。いいです、結構です。

本当にすばらしいですよ。お墓に花見に行くというのは、ちょっと失礼になるという人もいるかなと思いますけれども、ただ、本当に立派な桜の巨木がずっとあるので、お花見の時期はきれいかなと思って見てきました。

余分な話でごめんなさい。

○事務局（吉川公園緑地課長）

今お話にあった案件につきましては、再度確認させていただきます。その上で、またご報告させていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○木下会長

よろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。では、何か思いつきましたら、また後ほどご意見をいただければと思います。先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きの説明を事務局からよろしく願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

次は、個別施策の評価に進めさせていただきます。資料は、同様のものを使わせていただきます。

今回、議事としている施策は5つございますが、一つずつ事務局から説明、委員会による評価とさせていただきたいと考えております。そちらはよろしいでしょうか。

○木下会長

今のは、5つある施策のうち、一つ一つ議論していくか、まとめて議論してしまうかというのですが、一つ一つご議論いただいたほうがいいのかと思いますけれども、そういうご提案ですよ。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

はい。

○木下会長

よろしいですか、そういう進め方で。では、そのように進めていただければと思います。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

かしこまりました。

それでは、まず、1つ目の施策から説明をさせていただきます。資料の2ページをご覧ください。

こちらに記載の基本施策の1－7番、「巨樹・名木の保全」でございます。こちらについて、まず説明をいたします。

地域に根づいている巨樹や名木を、守るべき樹木として指定し保全を図っている施策でございます。前方のスクリーンにも、現在指定している樹木を2つ表しております。

「巨樹・名木の保全」の取組につきましては、第1期、第2期の緑化推進委員会の中でもご議論をいただきまして、指定樹木へ保険制度の導入をいたしました。この保険制度をもって所有者の方々へ直接案内をしたところ、9本の新規指定にもつながっております。

現在は、所有者様の高齢化などによって管理が難しくなっている方も多いようですので、保険の導入によって、万が一の際の安心感を持っていただけたことが新規指定につながったと考えております。

また、この取組の数値目標でございますが、前にグラフを示しております。進捗につきましては、指標を指定樹木の本数としております。まず、令和7年度の目標につきましては、115本としておりまして、令和2年度の目標は、ちょうど真ん中、括弧でお示しをしている109.5本でございます。なお、令和2年度の実績は108本となっておりますので、

5年目に当たることを踏まえまして、50%基準で考えますと、前に映しているとおおり、進捗は49.3%となっております。

補足として、進捗の考え方について説明をさせていただきます。令和2年度の目標、括弧で示している109.5本に対しまして実績108本、こちらは単純に計算すると進捗率約99%になりますが、今回は緑の基本計画の中間評価といたしまして、計画の改定から5年目に当たります。ですので、100%基準ではなくて、50%基準でこの進捗も考えております。そして、50%基準で換算したものが、前に映している進捗の49.3%でございます。

なお、前回の5月の委員会では、この進捗が50%を超えたものを「A 概ね順調に進んでいる」とご報告をさせていただきました。

こちらの施策は、進捗50%達成はしておりませんが、保険制度の導入や直接の案内により、新規の指定が増えた実績がございますので、今回、議事とさせていただきます。

説明は以上でございますので、委員会によるご評価をお願いいたします。

○木下会長

ご説明ありがとうございました。

施策1-7、「巨樹・名木の保全」でございます。今ご説明がございましたように、進捗率49.3%ということで、評価シートの進捗がBとなっておりますので、これを基にどういう評価にするかというのをご判断いただきたいと思います。

いかがでしょうか。49.3%ですので、B判定というのが事務局の案でございます。この施策につきましては、委員会でご議論いただきましたように、保険制度の導入など積極的な取組もやっていただいたところですので、その効果もあったというご説明でした。B判定でよろしいでしょうか。

これは、この委員会で評価を決定しなければなりませんので、積極的なご意見をいただければと思います。

○加瀬委員

それでいいと思いますよ。

○泉谷委員

数字でいきますと、大体想定内の数字だというふうには受け取れるんですよ。ということになれば、ある程度の目的は達したという形で評価してよろしいのではないかと思いますけれども。

○木下会長

Aでもいいということ。

○泉谷委員

Aでもいいし、Bでもいいし。恐らく、Cということはないということになると思います。

○木下会長

ただいま、Aでもいいのではないかとご意見がございましたが、いかがでしょうか。

○文川委員

よろしいんじゃないですか。

○木下会長

A判定でよろしいと。

○文川委員

はい。

○木下会長

いかがでしょうか。初めての委員の方もいらっしゃると思いますが、緑化推進委員会でこの施策につきましても、結構議論してまいったところですよ。

事務局、今、A判定でもいいのではないかとのご意見がございましたが、何かこれについてあればよろしくお願いたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

個別施策の評価につきましても、会長のほうからお話があったように、割合として50になっていない、若干遅延しているという評価ではございますが、この令和2年度だけでも、保険制度導入によって9本増えてきたところもございまして、そういったところでは大変ありがたいご意見をいただきまして、A評価でということであればそのようにさせていただきたいと思っております。あくまでも委員の皆様、「定量的な判断が必要ではないか」、または、「そういった姿勢が見えるのであればA評価でもいいのではないか」、というところもご議論いただければと思っております。

○木下会長

数値的には50%未満ということでB判定になるのですが、この保険制度というのは、他市でも取り組んでいるところもあるとはいえ、かなり突っ込んだ取組かと思っております。その成果も現れているということで、私もAでもいいのかなと思っておりましたが。

○加瀬委員

「概ね順調に進んでいる」ので、そのとおりです。

○木下会長

よろしいですか、A判定ということで。

○泉谷委員

見通しが明るいので、それでいいと思っております。

○木下会長

分かりました。このA判定に甘んじることなく、引き続きご努力いただければと思っております。では、この施策につきましても、委員会の決定としてはA判定ということにさせていただきます。

たいと思います。

続きまして、ご説明のほうをよろしく願いいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 石濱主事）

では、続きまして、説明をさせていただきます。

次の施策は、資料の8ページをご覧ください。基本施策の5-1番、「市民参加の公園づくり」でございます。こちらは市民ニーズを把握して、利用者の皆様が愛着を持てる公園をつくることを進める施策でございます。市民の参加といたしまして、「こども未来会議室」からの提案を受けまして、ボール遊びができる公園として、前方のスクリーンに映しているようなパンフレットを作成して、全29施設をボール遊びができる公園として、現在ご案内をしております。

具体的には、ボール遊びのルールを定めまして、実際の公園の写真2つを前に映させていただきましたが、ボール遊びができる広場の面積の大きいものですか、また外に飛び出さないようなフェンスがある、そういった条件を設定した上で、周辺の自治会の皆様からご理解がいただければ、ボール遊びのできる公園として現在ご案内をしております。

こちらの目標といたしましては、全中学校区で施設を案内できるように進めておりまして、現在の状況は27中学校区のうち20学区にボール遊びのできる公園を案内しております。昨年度は、新規に宮本中学校区に宮本台公園、宮本台北公園、前原中学校区に飯山満南公園を追加いたしました。

こちらの事業を進めるに当たりましては、この緑化推進委員会とはまた別に「ボール遊びのできる公園検討委員会」を設置いたしまして、加瀬委員や泉谷委員にこちらでも委員になっていただき、ご協力をいただいているところでございます。

その検討委員会の中で、中学生にポスターを描いてもらったかどうかとご提案をいただきましたので、前にも映しておりますが、二宮中学校と宮本中学校の美術部の生徒さんをお願いをして、小学生向けのポスターも描いていただきました。このポスターは市内の各小学校に配布をしまして、昇降口ですとか生徒の皆さんが目につきやすい場所に掲示をしていただきました。

こちらの施策については以上でございますので、委員会による評価をお願いいたします。

#### ○木下会長

ご説明ありがとうございました。

この施策も非常に大事な、あれやっちゃいけない、これやっちゃいけない、という公園が多い中で、自治会にご協力いただきながら、ボール遊びのできる公園を全中学校区でという目標のもとに進められているということで、こちらの事務局の案としましては、進捗がAということでA判定という原案が示されておりますけれども、これにつきまして、ご意見をいただければと思います。お願いいたします。

#### ○泉谷委員

今、中学校27ですよ。それで、目的を達しているところが20ということで、残りの7つというのは、どの辺が残っているんですか。参考までにちょっと教えていただければ。

#### ○事務局（公園緑地課 石濱主事）



残っている中学校区を申し上げますと、7つ、古和釜中学校区、芝山中学校区、坪井中学校区、八木が谷中学校区、飯山満中学校区、湊中学校区、豊富中学校区の7つでございます。

追加の説明でございますが、令和3年度、今年度に豊富中学校区に1施設、新規にご案内をする予定です。

○木下会長

いかがでしょうか。花村委員。

○花村委員

27のうち20済んだということで、非常に努力の結果も出ていて成果が上がっているのではないかと。そういう意味では、Aでいいのではないかと思います。

ただ、私なども公園に行くと、やはりまだ制限だらけという印象がありまして、要するに安全を保たなければいけないということがありますから、どうやったらそれを守りながら、制約を外してこういう形に持っていけるかという辺り、研究、工夫が必要ではないかと思えます。そういう意味では、これは27というのは完成状態ではなくて、今後もっともっと努力して大きくしていってほしいと思います。

○木下会長

ありがとうございます。

今のご意見に関連してちょっとお聞きしたいのは、このボールで遊べるようになった後に、特に問題等トラブルとか、あるいは、よかったというような声とか、そういう事後の住民の皆さんの評価というのは何か把握されていますでしょうか。あるいは自治会の方にもお聞きできればいいのですけれども。

○事務局（吉川公園緑地課長）

事務局でございます。

ボール遊びができる公園についてのいろいろな規制につきましては、先ほど説明があったボール遊びのできる公園検討委員会のほうの設置の中で、初期からブラッシュアップをし、看板の表記の仕方、色使い、今回のポスター掲示など、いろいろご意見をいただきまして、その都度、改善をしております。

そういったところでは、地域の方から、このボール遊びができる公園としてはよろしくないとか、困っている、またはそういった内容が守られていないのではないかと、というような声はほぼない状況でございます。

○木下会長

どうぞ、よろしく願いいたします。

○清水委員

これは事務局の方が報告すべきだと思いますが、私、三咲にいまして、4丁目のところにボール遊びができる多目的広場というのがあります。当初、ボールが隣の民家の庭に飛んでしまったり、キャッチボールをやるとグローブの音が響くだとか、いろんな苦情が出ていたんです。ここ3年ほど前に、高さ2メートル50か3メートルのネットを全部やっていた

いて、そして、入り口のところも、固定したのではなくネットをぶら下げました。その後、苦情が来ませんね。そういったところもあるということ、ちょっと報告します。

○木下会長

ありがとうございます。

特段の問題や苦情はないということで、取組自体もすばらしいと思いますし、また全中学校区に実現していくということで目標も高いですけども、残り7か所、引き続きチャレンジしていただければと思います。A判定ということでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○加瀬委員

先ほど事務局から話がありましたけれども、泉谷さんと私はこの検討委員会の委員で、当初からこのボール遊びができる公園については話をしてきました。子供たちが公園でボール遊びをしたいというのが市長との話し合いの中で出て、この検討委員会ができたんですけども、実際に遊んでいる子供たちは、本当に喜んで遊んでいます。

若干、ご近所とのことは、ないことはないですけども、これはもう、しょうがないかなと思うんです。私は子供たちがあれだけ喜んで遊ぶということは、多少のことがあっても、もうこれは致し方ないかなと。だから、このボール遊びのできる公園の検討委員会、今まで何回かやってきましたけれども、非常にいい企画ですばらしいかなと思っています。

○木下会長

ありがとうございます。

それでは、A判定ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下会長

ありがとうございます。

では、続きまして、次の施策の説明をよろしく願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

続きまして、基本施策の5-2番、「ふれあい花壇事業」でございます。こちらの説明につきましては、この後に続く「町会等清掃委託制度の推進」、こちらの町会清掃を受けていることがふれあい花壇事業を受ける条件でもございますので、一緒に説明させていただいたほうが、皆様も事業概要を理解した上で評価も行いやすいと考えておりますので、併せて説明させていただきますてもよろしいでしょうか。

○木下会長

皆さんよろしいですね。では、そのようをお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

かしこまりました。

では、改めて基本施策5-2番、「ふれあい花壇事業」でございます。

こちらは公園へ愛着を持っていただくことを目的としまして、公園清掃を行っていただいている団体に対して、春と秋に花を配布して、公園の花壇へ植えつけ、管理をいただく事業でございます。前にも参考にその花壇の写真を投影しております。

こちらは周知媒体の拡大といたしまして、この緑化推進委員会の中でもご提案をいただきまして、「市民力発見サイト」と呼ばれるボランティアのマッチングを行う市のサイトですか、そういった周知媒体の拡大に努めているところでございます。

また、右側に写真を投影しておりますが、こちらは先月、10月23、24日に、天沼弁天池公園で開催をした「緑と花のジャンボ市」の写真でございます。こちらでも同事業のパネルの展示やチラシの配布を行って、事業周知を行っております。

また、この事業の指標でございますが、進捗につきましては、こちらの指標目標は事業の実施箇所でございます。令和7年度の目標が120か所、令和2年度の目標が括弧でお示ししている110か所でございます。令和2年度の実績が100か所でございますので、50%基準で考えますと、進捗は45.5%となっております。

続いて、基本施策5-5番、「町会等清掃委託制度の推進」についても、併せて説明をいたします。

こちらにも同様に公園に愛着を持っていただくために、地元の町会等に公園の清掃を委託して、地域で公園を管理していただく施策でございます。この施策につきましても、前に映しているように、市のホームページや「市民力発見サイト」に掲載をいたしました。

一方で、高齢化等を理由に辞退される団体もございますので、ほかの施策と連携をしながら一緒に周知を重ねていくことが重要であると認識をしております。

こちらの「町会等清掃委託制度の推進」の進捗でございますが、指標としては委託箇所としております。令和7年度の目標が446か所、対して令和2年度の目標が括弧でお示ししている406.5か所。令和2年度の実績は340か所となっておりますので、50%基準で考えますと、進捗は41.8%となっております。

説明は以上でございますので、委員会による評価をお願いいたします。

○木下会長

ありがとうございました。

説明は一緒にしていただきましたが、評価のほうは個別に出す必要がございますので、まず、「ふれあい花壇事業」からでよろしいですか。

では、「ふれあい花壇事業」のほうから、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。こちらは進捗45.5%ということで、Bの評価が原案でございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○富田委員

数値的には、進捗40%台ですのでBでいいのかなとは思っておりますが、伸び率といいますか、その箇所の増え方がちょっと少ないかなというのはあるので、増え方としてはCなのかなと思います。ここではBでいいと思っておりますが、Bマイナスみたいな感じなのかなと、ちょっと思いました。評価はBでいいとは思っております。

○木下会長

確かにご指摘のとおり、伸び率が非常に緩やかですので、あの目標値を達成できるのかなという一抹の不安があります。その辺の見通しについて、何か事務局のほうから説明があれば、よろしく願いいたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

こちらの町会清掃とふれあい花壇は、不可分の関係にはあるのですが、前回、委員の皆様から、周知の方法について、もう少し努力が必要ではないかというご意見をいただいております。その際には、開発事業等に伴う帰属される公園などについては、そういった情報を早く地元を下ろすなどして、そこの町会に清掃ができないかどうかということをお示しすることで、団体数などが増えていくのではないかとご意見をいただいております。

今後はそういったところにも注力しながら増やしていければと、緩やかではございますけれども、何とか目標数値に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○木下会長

別々には申しあげましたけれども、今、説明がございましたように、町会清掃のほうとワンセットでございます。ただ、このご説明は、非常にご高齢になられて辞退される団体も結構あるということで、そういった問題もありますので、やはり総合的に評価していかなければならないところでございます。次の町会の施策の5-5も含めて、ご意見やご提案があれば、委員の皆様からいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○清水委員

私、今日委嘱状をいただいて新米ですけれども、ちょっと2年半ほど失礼いたしまして、当初からやっております。草むしりだとか清掃を行っている自治会が私の地区内にございます。その中で、報告書を年に4回書くということで。

○加瀬委員

3か月に1回。

○清水委員

変わったんですか。3か月に1回。

○加瀬委員

報告は毎月分、書きます。

○清水委員

その書くのが大変だというわけ。これを4回ではなくて2回ぐらいにできないかと、こういう会議があったらちょっと言ってくれよというようなことを言われましたので。

草むしりとか何とかをやる人は大勢いるのですが、事務的な、机の上でやるようなあれがみんな苦手なんです。そういう中で皆さんおっしゃっていると思いますが、その辺をちょっと。

○文川委員

金がかかるの。

○清水委員

いや、金の問題じゃないの。

○文川委員

報告書を出してもらわないと活動内容が理解できないでしょう。

○清水委員

それはそうですけど。

○木下会長

簡略化できないかということですよ。それは確かにそういうこともあるかなと思います。いかがでしょう、事務局のほうは。

○事務局（吉川公園緑地課長）

今お話のあったいわゆる報告書の問題ですけれども、やはり公金、税金を使っております。ですので、そういった簡略化というよりは、一方でしっかり報告書をもらうべきではないかという意見のほうは、実は昨今のご時世、多くなってきているところから、若干そういったところでは見直しを図っております。

さらに、清掃面積等が大きい公園について、写真の報告なども追加しているところもあって、流れ的には、大きな公園については年間の額も多くなりますので若干強化して、運営しております。書類作成のご負担については、なかなか難しい問題であることは理解しております。

○木下会長

というお返事ですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。  
お願いします。

○加瀬委員

私は先ほどお話があったように、この公園の清掃委託事業とふれあい花壇は、セットで考えていましたけれども、高齢化で辞退する団体も増えてきているということ。これもある程度致し方ないかなと思います。

今、報告の話が出ましたが、確かに今年度から、私の町会内の公園も大きいものですから、写真添付になりました。草取り等に参加していただいている方がやはり高齢化で、ほとんどの方がもう地べたに座ってしまって草を取っていただいている。担当の方、写真を見てれば分かるかと思います。別にそういう写真ばかり選んで撮るわけではないけれども、草を取っている人はみんな座っちゃっているの、そういう写真になってしまうんです。写真の添付も一向に構わないかなと思いますが。

公園に花が植わっているということが、遊んでいる子供たちの情操教育にも非常になる。

特によちよち歩きの子供さんを連れてきている若いママさんたちは、お花を見て「きれいだね」と子供と話したりして、家の庭に同じような花を植えてあっても、やっぱり公園にあると見方が違ってきて、結構若い子供連れのママさんも楽しんでます。ですから、私はこの2つの事業はセットでやるのが当然かなと思っています。

そんなに花を植えること自体はつらい仕事でもない。ただ、花を植えた後に、春先は毎日水をかけなきゃいけないということがあります。

私、花を植えた後に公園に水をまいていると、「水がもったいないよな」と言っていく通りがかりの人がいます。言うのは決まっているんです。ですけど、世の中いろんな人がいるなと思って黙っていますけれども。

確かにお花はきれいなので、これからもこのふれあい花壇と清掃委託事業はセットにして、大変なことはあろうかなと思いますけれども、とにかく、このふれあい花壇は続けてほしいなと思っています。

#### ○木下会長

ご意見ありがとうございます。

時間の関係もごございますので先に進めたいと思うのですが、いただいたご意見をまとめますと、この2つの施策をワンセットで、個別には評価判定をするわけですが、同じ判定でいいのかなという気がしています。

一応Bという原案が出ていて、先ほど富田委員から、BですがBマイナスというような、ただBマイナスというあれはございませんので、若干の懸念、ただいまいろいろな方からご意見、ご説明もありましたように、問題もなきにしもあらずということで、そういったことも含んだBということで、両方そういう判定にしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○木下会長

では、両方ともB判定とさせていただきたいと思います。

最後に、「花壇コンテスト」です。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 石濱主事）

では、「花壇コンテスト」は資料の10ページをご覧ください。花壇コンテストについて説明をさせていただきます。

こちらは、個人や団体が管理されている花壇やお庭のコンテストを、春と秋に開催しております。応募された作品は、市のホームページのご紹介や、市役所1階での美術コーナーでのパネル展示などを行っていきまして、受賞された作品の表彰式をアンデルセン公園で開催しております。

前に、応募された花壇の写真も映しております。

こちらでも緑化推進委員会の中でご議論いただきまして、審査期間の延長、具体的には1週間から1か月へ延長をしております。審査期間を延長することによって、花にとってよい時期に審査をできるということで、応募者の皆様からもご好評をいただいておりますので、今後も継続をしていきたいと考えております。

また、事業の進捗でございますが、こちらの指標はコンテスト出場団体としております。

令和7年度の目標は55団体、令和2年度の目標は括弧でお示しをした50団体でございます。令和2年度の実績は40団体となっておりますので、50%基準で考えますと、進捗は40%となっております。

説明は以上でございますので、委員会による評価をお願いいたします。

○木下会長

ご説明ありがとうございました。

「花壇コンテスト」につきましての評価判定です。事務局のほうからは50%基準に対して進捗40%ということで、この評価基準に照らしますとB判定という原案が出ております。これにつきまして、ご意見をいただければと思います。

グラフをもう一度映していただけますか。やや下がり傾向で、目標値がぐーんと上がっております。この辺が大丈夫かなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

この減ってきた理由というのは、何か事務局のほうでお考えがあればご説明いただければと思います。

○事務局（吉川公園緑地課長）

参加者の減少傾向でございますが、何度も花壇コンテストにご参加され、既に表彰等を受けている方々は、基本的に辞退されている方も多くございますので、そういったことから新たな参加者の掘り起こしが課題とは考えております。

先ほども写真がありましたが、花壇はないけれども、プランター等でも特段問題もありませんので、「花壇コンテスト」というそのネーミングについて、委員会のほうでも若干以前お話があったのかなと記憶してございます。写真にありますように、花壇ではないのですけれども、プランターまたは植木鉢等で飾られている方々が、今あまり参加されていないところもあるのかなとは感じております。

○木下会長

目標値自体を見直すということも考えられるのですか。これは緑の基本計画で決定してしまったので変えられないということですか。やはりある程度参加いただくと、どうしても頭打ちになっていくというのは、現実問題としてあるかなという気はしているのですが。

○事務局（吉川公園緑地課長）

目標は高く、進めていきたいと思っております。この3か年、下振れしてきている中で、さすがに令和7年、それでも回復しないようであれば、そこでは目標数値について何かしらの考え方を整理する必要があると思います。もう少しお期間をいただいて、事務局のほうでも頑張っていきたいと考えております。

○木下会長

分かりました。いかがでしょうか。

岩崎委員、何かご意見があれば、あるいはアイデアとか、よろしく申し上げます。

○岩崎委員

今回初めてこちらに参加させていただいていますが、お花の仕事をやっている身として、

ちょっと下がり気味の傾向というのは、先ほどご指摘いただいたように気にはなりました。今日は評価というところの会議なので、ちょっと差し控えようかなと思ったのですが、この参加されている方たちの参加資格というのは、何か決まりがあるのですか。

○事務局（吉川公園緑地課長）

特に参加資格はございません。個人でも団体でもというところで募集をかけておりますので。

○岩崎委員

仕事柄、小中学校様とお付き合いが多いのですが、小学校なんかの校長先生は結構お花が好きな方がたくさんいらっしゃるって、ちょっと隠れたところに立派な花壇があったりするのを見てきました。そういった花壇がちょっと寂れてしまっているとか、たくさんあった花壇がいきなり校長先生が代わると崩されて更地にされてしまったり、そういう状況をここ何年か結構見てきて、ちょっと寂しいなと思うところがあったので、そういった学校さんなんかでの参加ということは可能なのかなと、ちょっと今お話を聞いてて思ったところではあるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（吉川公園緑地課長）

学校花壇につきましても、確かにそういった広い視点で見れば、多数の児童が見るところでございますので、そういったところについても、参加を促すようなことも必要と考えております。

習志野台第一小学校などでは、たしか「花いっぱい」の事業にも参加されて、道路から不特定多数の方が見えるところに設置していただいている花苗等については助成を出しております。そういった助成を出している団体に対しても、さらに促していければと思いますので、その辺は再度整理させていただければ、参加者の団体増につながるのかなと考えております。

○木下会長

あとは、このコンテストに出された方というのは、自分のつくった花壇やお庭をやはり見ていただきたいと思っている方が多いと伺いましたので、せっかく出していただいた方や、特に賞を受賞された方については、積極的に市民に向けて公開したりするという、既にそういう取組はやられているわけですが、それを引き続きやっていただければと思います。

それでは、判定のほうに入りたいと思いますが、B判定ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○木下会長

ありがとうございます。それではB判定ということにさせていただきます。

これで、一通り5つの施策の評価が決定いたしました。ちょっと時間が押してはいるのですけれども、1時間半ほど議論してまいりましたので、5分間の休憩を取らせていただきたいと思います。

その後は、これ以外に評価したり議論したいという施策があれば、取り上げさせていただきます。



きたいと思いますので、今この時点で、何かこれについて議論しておきたい、あるいは意見があるという施策があれば、ちょっと挙げていただければと思うのですが。

ないようでしたら、ちょっと考えておいていただいて、また後ほど議論させていただきたいと思います。

それでは、5分間、ちょうど35分よろしいでしょうか。休憩とさせていただきます。

(休憩)

○木下会長

それでは、再開させていただきたいと思います。

この後は追加で評価したり、あるいは議論しておきたい項目、施策があれば、議論させていただきたいと思っております。その前に、先ほど最後に議論した「花壇コンテスト」のことで高宮委員からご意見がいただけそうですので、まず、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○高宮委員

初めて参加させていただきまして、まだはっきり概要が分かっていないのですが、「花壇コンテスト」という名前をちょっと変えたほうがよいのではないかと。

例えば、私、通勤途中でも、通りに面したご自宅のお庭が、常にお花の手入れがきれいなところを何か所か目にするんです。結局、遠回りしても、自分はやっぱりそのお庭のきれいなお花のほうの道を選んで通勤しているんです。ですから、手入れの行き届いた方がご自分のお庭の写真を撮って、「私の自慢のお庭・お花」というような感じで投稿するとか。

年間通じての参加でもよろしいのでしょうか。コンテストとなるとやはり期間が限られているわけですか。この期間でないと駄目とか。

○木下会長

そういうご意見もありますので、今回、期間が延びたわけです。

今のご意見は、「花壇コンテスト」という名前も含めて、ちょっと固いというか、ハードルが高いというか、そういうご意見でしょうか。

○高宮委員

はい。「私の花壇」というと、先ほどおっしゃっていた方がいましたけれども、ご自分にそういった花壇というスペースがあって、きちっとやっているというイメージになってしまうのですが、「私の花自慢」とか、「こんなお花で今年は立派にできました」というような感じの、自由な、もう少し柔らかいアクセスができるようにしていただいたほうが、と思いますけれども。

○木下会長

そうですね。もっと参加しやすくなるような名称とか形式がいいのではないかというご意見かと思いましたが、何かこれにつきまして、ほかの委員の皆様からご意見あればよろしく願います。

○花村委員

コンテストの評価基準というのは、ちゃんとあったでしょうか。何かあったような気がします。というのは、もう少し評価の仕方、見方を変えて、ただ優秀な作品というよりも、いろんな形で頑張っているというような評価がいくつかあると、もうちょっと入りやすいかなという気がします。

○木下会長

ハードルはこの委員会の中でも議論をして、応募しやすいようにできるだけしてきた経緯は一応あると思います。そのことと、今、基準はどうでしたかというご質問ですので、事務局のほうからご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

審査の方法の基準でございますが、大きく4つに分けて行っております。1つ目として、花壇全体のバランス、周辺環境とのバランスやデザインなど。2つ目として、植物について、生育状況などです。3つ目といたしまして、管理の仕方、花壇内の状態などがございます。最後に4つ目といたしましては、参加者の熱意や地域住民との交流。そういった視点を評価基準として、花に精通した事業者に委託をせず評価をした上で、さらに評価をしていくというような流れでございます。

○木下会長

よろしいですか。

ただいまのご意見につきましては、評価は前半の会議で決定したB判定ということでよろしいですね。それ以外に、参加しやすいように、この「花壇コンテスト」について、名称も含めて引き続きより良いものにしていくための検討を続けていくということで、まとめさせていただきます。

○加瀬委員

会長、よろしいですか。

○木下会長

お願いいたします。

○加瀬委員

先ほどの花をちょっと見せてくれますか。これです。例えば、これは岩崎さん、フラワーポットと言うんですか。

○岩崎委員

そうですね。ほとんどの鉢植えは、プランターです。

○加瀬委員

プランターと言うのか。だから、あれは花壇じゃないよね。

○岩崎委員

そうですね。

○加瀬委員

だから、花壇部門と、ああいふ鉢植えの部門というふうに分けてすれば。

○岩崎委員

そうですね。本当はそれが一番いいと思います。そうしたら、先ほどおっしゃったみたいに、ちょっと庭先とか玄関先で寄せ植えしたものだったり、ハンギングしたものだったり。昔は部門が分かれていませんでしたか。今は1つですか。

○加瀬委員

こちらのお宅を見ると、多分、花壇をつくるスペースがないと思います。だからああいふ形になる。あれはあれですばらしいので、そういうふうに2つの部に分けるというのも方法かもしれないね。

○木下会長

名前を見ると、うちは花壇ないから無理と考えられる方がいらっしゃいますよね、きっと。確かにそうですね。今日この議論をしている時間はないと思いますので、引き続きその点を議論していければと思います。

ですので、判定自体はBということで決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに議論したいような施策はございますでしょうか。お願いいたします。

○清水委員

8ページの1番、「市民参加の公園づくり」で泉谷さんがご質問なされた中で、27の中学校区の中で7区ができていないと。その7中学校の中で、5校が大体北部なんです。ですから、緑が豊富な地域なんです。

ここには宮本だとか下町のあれがありますが、大きく2つに分けられると思います。事務局として今後さらに増やすということに対して、対応方というのは何か方針があるんですか。

極端なところ、北部のほうは、地主さんがあれしたらすぐにできるような状態ですが、下町というのは、駐車場になったり、さっきの植木鉢じゃないですけど、ああいふふうになって、もう既にセメント化しているところが多いと思うんですが、その辺、どのような対応で考えられているか。

○木下会長

よろしくお願いいたします。

○事務局（吉川公園緑地課長）

北部地区における「ボール遊びのできる公園」が少ないのではないかとこのところの内容でございますが、実はある程度、広場面積のあるボール遊びができるような公園があるので、すけれども、今現在は、その周辺の方のご了解であつたりで、町会のほうはなかなかそこに

踏み込むことができていないようなところもございます。一度駄目であっても、二度三度通いながら、改めてほかになればチャレンジして行って、さらにルール決めなどについても、しっかり説明する中でコンセンサスが得られれば、そういった公園になっていくのかなとは考えております。

○木下会長

そうですね。こういうことは地域からそういう要望が強くあれば、新たなボール遊びができる場所を見つけていくという流れになるのかなという気がいたします。よろしいですか。

○清水委員

その場合に、これを増加するというその不動産、土地ですね、これは基本的には買収するんですか、借地としてするんですか。

○事務局（吉川公園緑地課長）

事務局でございます。

公園でのボール遊び事業ということですので、今ある既存の公園の中でボール遊びができるような公園を増やしていこうという事業でございます。新たに用地確保、それがタイミング的に我々の施策と合致すれば、そういったことも可能かもしれませんが、今現在行っているのは、既存の公園の中でいろんなご意見を聞きながら、そういったルールをつくることで、お互いに理解し合っていこうというようなところでございますので、改めて用地取得をして整備してというようなことでは進めておりません。

○木下会長

よろしいでしょうか。

○清水委員

はい。

○木下会長

時間がなくなりましたので、大変恐縮ではございますが、そのほかの施策や評価についてのご意見があれば、意見シートのほうに書いていただいて、後日事務局のほうにお送りいただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして個別施策の評価を決定とさせていただきたいと思います。

その他、施策の評価に対して意見を行う場合の方法を、事務局から説明をお願いいたしますというようによろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

今、木下会長からもございました意見シートを含めまして、評価に対してご意見等ある場合の対応について、説明をさせていただきます。

まず、今まで見ていただいたこの横の資料の右側にある括弧で表しているものが仮評価でございます。資料に赤字で書いているものが、その評価の設定理由でもございます。

一つ例を挙げて説明させていただきますと、基本施策1-1番が「樹林地の機能評価」となっておりまして、こちらは(B)ですので、仮評価Bとしております。樹林地が持つ機能、例えば防災機能ですとか、そういったものを評価して、評価の高い樹林地を重点的に保全していく、そういった今後の保全方針などを決定する施策でございます。赤字で書いております。現在まだ緑の機能評価を行えておりませんが、市内の樹林地の位置や面積の把握、基準の精査を行っているところですので、現在は評価をBといたしました。

こういった仮評価と評価の設定理由を全45施策書いておりますので、そこをご確認いただければと思います。そこをご確認等いただきまして、評価ですとかその他の施策に対してご意見いただける場合は、この配付しました意見シートに書いて事務局のほうへご送付いただくか、もしくは直接、メールとか電話でご連絡いただいても、しっかり意見をお伺いさせていただきます。

なお、いただいた意見は会長、副会長、事務局のほうで協議をして対応を決定させていただきます。と思っております。

取りまとめの関係上、大変恐縮ではございますが、ご意見は11月30日、今月末までにいただけると助かりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が、まず、その他の施策についてご意見がある場合の対応でございます。

#### ○木下会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思っておりますので、委員の皆様、それぞれご確認いただいて、ご意見がある場合は事務局のほうまで意見シートをもってお送りするようにお願いいたします。

続きまして、基本施策の評価基準について、ご説明ください。

#### ○事務局（公園緑地課 石濱主事）

では、最後の議事にもございます基本施策の評価基準についてご説明しますので、資料はA3縦、左上に「基本施策の評価基準及び評価シート」と書いてある資料をお手元にご準備ください。

なお、本日ご評価いただきました施策については、一覧に青色で、かつ太文字で表しております。現在その評価欄を空欄にしていますので、改めてご確認いただく形で読み上げさせていただきますと、まず基本施策の1-7番、「巨樹・名木の保全」が評価A、基本施策5-1番、「市民参加の公園づくり」が評価A、2番、「ふれあい花壇事業」が評価B、5番、「町会等清掃委託制度の推進」が評価B、基本施策5-2番、「花壇コンテスト」が評価Bと委員会から評価いただきました。

その上で、基本施策の評価基準についてご議論をいただきたいと思っております。なお、後日、個別施策に対してご意見をいただいた場合、個別施策の評価が変更となる場合もございますので、今回は基本施策の評価基準の決定のみとさせていただければと思います。

なお、基本施策の評価基準につきましては、資料の上部に記載をしておりますSからCの4段階でしておりまして、読み上げますと、Sが「十分成果が現れている」、Aが「かなり成果が現れている」、Bが「順調に成果が現れている」、Cが「あまり成果が現れていない」、としております。こちらの基本施策の評価基準につきましては、他市事例、具体的には千葉市が緑の基本計画の中間評価を行っておりますので、その際の評価基準を参考にしております。

皆様からご意見いただいた後、取りまとめをしまして、今、説明をしたこの評価基準をもって基本施策の評価を行いたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○木下会長

ご説明ありがとうございました。

ちょっとややこしいのは基本施策と個別施策というのがあって、基本施策のほうがより大きな施策ということになります。その中に個別施策がいくつか入っているということで、それぞれの個別施策のA評価の割合をもって基本施策の評価を行うということで、その割合につきましても、千葉市の評価の基準を参考にしたということでございます。

この評価基準をもって基本施策の評価を行ってよろしいかどうか、ということでございます。何かご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下会長

ありがとうございます。それでは、ご提案のこの評価基準をもって基本施策の評価を行うということにさせていただきたいと思っております。

事務局のほうから、改めての説明があればよろしくをお願いいたします。

○事務局（公園緑地課 石濱主事）

基本施策の評価基準までご承認いただき、ありがとうございました。改めて、今後の流れについて、最後説明をさせていただきます。

まず、先ほど見ていただいた個別施策の評価等に対するご意見がございましたら、意見シートもしくはメール等で、直接事務局まで連絡をお願いいたします。

なお、いただいたご意見は会長、副会長、事務局のほうで対応を協議させていただきます。また、協議を行う必要性がございますので、恐縮ではございますが、今月末、11月30日までを区切りとさせていただきます。その結果を評価基準に当てはめまして、次回の委員会にて改めてご報告をさせていただきます。

本日の議事については、以上でございます。

○木下会長

ありがとうございました。

以上で議事は終了となりますが、委員の皆様から、何かその他ご意見、ご質問があればよろしくをお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に事務連絡があるということですので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○事務局（公園緑地課 芝原課長補佐）

本日は、貴重なご意見ありがとうございました。

次回の委員会ですが、来年の2月頃を予定しております。時期がまた近づきましたら日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

また、お車で今日お越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券に押印をさせていただきます。

す。大変ご足労をおかけいたしますが、市役所1階の総合案内で無料処理が必要となりますので、忘れずをお願いいたします。

連絡は以上でございます。

○木下会長

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第1回船橋市緑化推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

## 9 資料・特記事項

- (1) 会議次第
- (2) 委員一覧
- (3) 席次表
- (4) 船橋市緑の基本計画 概要版
- (5) 第1期・第2期の振り返り及び中間評価の進め方
- (6) 個別施策一覧
- (7) 個別施策の進捗状況一覧
- (8) 基本施策の評価基準及び評価シート
- (9) 評価に対する意見シート

## 10 問い合わせ先

公園緑地課計画係 047-436-2554